

かのや
農業委員会だより

令和7年12月発行
鹿屋市農業委員会事務局
☎(代表) 0994-43-2111
(直通) 0994-31-1131

【写真】南町「さつまいもの収穫風景」



- 目次 -

- 発刊に寄せて・・・・・・・・・・ 1 P
 - 農業委員及び
農地利用最適化推進委員の紹介・・ 2 ～ 3 P
 - 農業委員会の取り組み・・・・・・・・ 4 P
 - 地域農業を担う農業者たち・・・・ 5 ～ 6 P
 - 農業委員会からのお知らせ・・・・ 7 ～ 9 P
 - 標準賃金・賃借料金について・・・・ 1 0 P
 - 助成金交付事業・
農業者年金・全国農業新聞・・・・ 1 1 P

[illegible]

発刊に寄せて

かのや農業委員会だより第21号の発行にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。皆様方には日頃より鹿屋市農業委員会の活動につきまして、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、近年の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手の減少が深刻であり、生産性の維持のために外国人労働者の受入れや、AIやドローンなどの最新技術を駆使したスマート農業への移行が求められるなど、日々目まぐるしく変化しつつあります。また、農業従事者の減少は遊休農地の増加につながっており、国内の食料自給率の低下など様々な問題を引き起こしており、我々鹿屋市農業委員会としても大きな問題であると認識しております。

また、昨年、日本の農業政策は四半世紀ぶりとなる「食料・農業・農村基本法」改正という大きな転機を迎えました。新基本法が私たちに課した最重要課題は、「国民一人一人の食糧安全保障の確立」であり、この基本法の理念を具体化し、今後10年間の道筋を示す新たな基本計画も策定されました。この計画では、国内生産力の強化、環境との調和、そして農業の収益性向上に向けた具体的な目標が掲げられています。私たち農業委員会は、この基本計画と連動し、「農地利用の最適化」を徹底して推進することとなります。

私たち農業委員や農地利用最適化推進委員は農地を守り、今後も農家の良き相談役として、本市の農業振興のために職務を全うしてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶に代えさせていただきます。



鹿屋市農業委員会 会長
福元 康光

農地利用最適化推進

のための委員会活動を実施して参ります。

- 目的は
- 担い手への農地の集積・集約化
 - 遊休農地の発生防止・解消
 - 新規参入等の促進

農地の貸し借りを口約束で行うと後々トラブルになることがあり、それを未然に防ぐために、農業委員会では、規模拡大により経営改善を目指す農業者に対する農用地の利用集積、作付地の集団化などを進めています。このことで、農家台帳に権利内容等が記載され、内容等をすぐに確認することができます。また、新たな遊休農地の発生を防ぐことにもつながります。

今後も農地の取得や貸し借り等農地に関する相談は、農業委員、農地利用最適化推進委員へご相談ください。

農業委員の紹介

氏名
・担当地区

鹿屋地区



森園 浩美

・星塚・飯隈・萩塚・南
池園・獅子目・名貫



藏ヶ崎 俊光

・下堀・田淵・横山
大始良



四元 等

・下祓川・札元・笠之原
・新川・寿・古前城
・本町・朝日・向江
・共栄・北田・大手
・西大手・曾田・白崎
・打馬・王子



川崎 守

・吉ヶ別府・上祓川
・祓川・黒坂



徳田 潤一

・瀬戸野・柏木・重田
・高隈中央・上別府
・柚木原・谷田・飯屋
・大堀



寺下 幸弘

・東原・旭原



中塩屋 均

・花里・根本原・有武
・小薄・高牧・花園
・海道・白水・古里
・小野原



西ノ原 敏男

・上谷・西原・大浦
・郷之原・今坂・西祓川
・新栄・新生・古江
・船間・天神・上野



田原 勇

・川東・川西・田崎
・永野田



本田 淳子

・野里・高須・浜田
・永小原

輝北地区



有村 隆

・柏木・日新・谷田
・浮牟田・徳留・飯屋
・福岡・中平房・下平房
・三原・竹下



上野 輝男

・仏山・朝倉・八重山
・上方・下方・辰喰・宮園
・久木野々・上沢津
・下沢津・上場団地



新原 晃憲

・歌丸・宇都・名主段
・白別府・樽久保・諏訪
・愛宕・風呂段・岳野
・一番郷・二番郷・西原
・本町・和泉ヶ野・堂平
・坂宮・影吉・上平房

串良地区



倉田 雪男

・宮之下・愛ヶ迫・永和
・岡崎上・岡崎西・堅田
・鶴亀・江口迫・上之馬場
・上之馬場下・諏訪下
・緑ヶ丘・和田・下小原南
・下小原北・大坪・白寒水



田中 次男

・高松・立小野・堂園
・馬掛・新中堀・外堀
・生栗須・平瀬・下之段
・共和・更和・共心
・竹下堀・入部堀・東新堀
・西新堀・新栄・東新町
・西新町・東共心・下中
・中野・山下



大重 勝久

・伊集院・花鎌・土持
・更栄・矢柄・上矢柄
・上辰喰・辰喰・栄・上栄
・東西・昭栄・共栄西
・共栄中・共栄東
・共栄東上・鳥之巢



田村 利秋

・中郷・下大塚原
・上大塚原上・上大塚原下
・新大塚原・星ヶ丘
・下南木・中南木
・富ヶ丘中央・吹上田
・桜ヶ丘・平和



村山 みつ子

・大迫・中山上・中山下
・十三塚・中山原
・泉宮住宅・大久保段
・中宿・塩塚・松崎
・城ヶ崎・下方限・柳谷
・永峯

吾平地区



大園 和幸

・大川・永野牧・神野西
・神野東・市之渡・横井坂
・砂ヶ野・水流・黒羽子
・荷掛・木浦・木場
・真戸原・金山・立元
・上苦野・下苦野・苦野
・平前・大牟礼



福元 康光

・赤野・寒水・寺ヶ迫・持田
・西横町・上町・中町
・原田・坂上・敷・宮前・町
・麓中・麓下・益田・希望ヶ丘
・麓下・坂元・麓上・名主
・池久保・川西・川上・真角・川北
・論地・樋之口・末次・井神島



堀之内 節子

・門前・鏡原・角野・東敷原
・永山・田・下車・平瀬
・永崎・上筒ヶ目・川路
・堀下・田目・新地
・西田・川路・白坂・石場
・新地・中福良

農地利用最適化 推進委員の紹介



氏名
担当地区

鹿屋地区



折尾 昭弘

・瀬戸野・柏木・重田
・高隈中央・上別府
・柚木原・谷田・飯屋
・大堀

・吉ヶ別府・上祓川・祓川・黒坂地区に
ついては、令和七年十一月末現在選考中
です。決定し次第、農業委員会HP上で
お知らせします。



細川 健一

・下祓川・札元・笠之原
・新川・寿・古前城
・本町・朝日・向江
・共栄・北田・大手
・西大手・曾田・白崎
・打馬・王子



中牧 龍次

・下堀・田淵・横山
・大始良



新地 誠

・星塚・飯隈・萩塚・南
・池園・獅子目・名貫



福元 里美

・野里・高須・浜田
・永小原



門倉 重秋

・川東・川西・田崎
・永野田



谷口 芳久

・上谷・西原・大浦
・郷之原・今坂・西祓川
・新栄・新生・古江
・船間・天神・上野



垣内 直人

・花里・根本原・有武
・小薄・高牧・花岡
・海道・白水・古里
・小野原



持増 正

・東原・旭原

輝北地区



鶴田 勉

・歌丸・宇都・名主段
・白別府・樽久保・諏訪
・愛宕・風呂段・岳野
・一番郷・二番郷・西原
・本町・和泉ヶ野・堂平
・坂宮・影吉・上平房



岩下 広美

・仏山・朝倉・八重山
・上方・下方・辰喰・宮園
・久木野々・上沢津
・下沢津・上場団地



有馬 研一

・柏木・日新・谷田
・浮牟田・徳留・飯屋
・福岡・中平房・下平房
・三原・竹下

串良地区



中尾 明德

・伊集院・花鎌・土持
・更栄・矢柄・上矢柄
・上辰喰・辰喰・栄・上栄
・東西・昭栄・共栄西
・共栄中・共栄東
・共栄東上・鳥之巣



下久保 雄太

・高松・立小野・堂園
・馬掛・新中堀・外堀
・共和・更和・共心
・生栗須・平瀬・下之段
・竹下堀・入部堀・東新堀
・西新堀・新栄・東新町
・西新町・東共心・下中
・中野・山下



高田 裕幸

・宮之下・愛ヶ迫・永和
・岡崎上・岡崎西・堅田
・鶴亀・江口迫・上之馬場
・上之馬場下・諏訪下
・緑ヶ丘・和田・下小原南
・下小原北・大坪・白寒水

吾平地区



矢野 嘉彦

・門前・鏡原・角野・東原
・上車田・下車田・鈴屋敷
・永山・筒ヶ迫・平瀬
・萩崎・上西目川路
・下西目川路・今吉
・堀木田・鶯・白坂・石場
・西迫・新地・中福良



入佐 哲朗

・赤野・寒水・寺ヶ迫・持田
・西横町・上町・中町・町園
・原田・坂下・益田・希望ヶ丘
・麓下・麓東・麓西・柚上
・池久保・川西・川上・真角・井神島北
・論地・樋之口・末次・井神島北



永山 智哉

・大川・永野牧・神野西坂
・砂ヶ野・市之渡・黒羽子
・荷掛・木浦・黒羽子
・真戸原・金山・立元
・上野原・下野原・立元
・平前・大牟礼



上別府 美由紀

・大迫・中山上・中山下
・十三塚・中山原
・泉宮住宅・大久保段
・中宿・塩塚・松崎
・城ヶ崎・下方限・柳谷
・永峯



松元 渡

・中郷・下大塚原
・上大塚原上・上大塚原下
・新大塚原・星ヶ丘
・下甫木・中甫木
・富ヶ丘中央・吹上田
・桜ヶ丘・平和

農業委員会の取り組み



農業委員会総会の開催

農業委員会では毎月1回農業委員と農地利用最適化推進委員が一堂に会し、農地法に基づく「農地の売買（賃借）の許可申請」可否についての審議・決定及び「農地転用許可申請」に対する意見の決定並びに「農用地利用集積等促進計画（中間管理利用権設定）」に対する意見の決定等を行います。また、それらのために必要な現地調査も随時実施しています。



農地利用最適化推進に関する活動

農業委員会は、「担い手への農地の集積や集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」などで、農地の利用の最適化を推進することが最も重要な任務となっています。

鹿屋市農業委員会では、農地中間管理事業による農家と地権者との橋渡しや、農地パトロールや農地利用状況調査により遊休農地を把握し、対策に向けた活動などを行っております。



農業者年金の加入推進

農業者の老後生活に備えるため、市内の農業者に対し、国民年金に上乘せされる農業者年金の加入を推進しています。各農家の訪問による農業者年金制度の説明やチラシ配布、各種会合や研修会での周知活動、さらに加入意思のある方へは年金額のシミュレーションを活用した推進活動等を行っています。



視察研修対応

10月に宮崎県高鍋町農業委員会から「農業委員会発行業務について」、11月に南九州市から「遊休農地対策や農業委員会の活動について」の視察研修があり、対応を行いました。鹿屋市の紹介や鹿屋市農業委員の概略とともに、各テーマに沿った説明を行いました。両市町からも、市の担い手の状況、女性委員の割合、遊休農地解消に向けた取り組み、農地の契約に係る委員の関与等、多岐にわたる質疑がなされ、出席した鹿屋市の委員から日頃の経験をもとに応答をしました。

地域農業を担う農業者たち

夢を持ち農業に打ち込む経営者の皆さんを編集委員が取材しました。

鹿屋地区

鹿屋地区からは、南町や獅子目町を中心に、広大な農地でさつまいもやばれいしょなどを栽培している北郷 久幸（46歳）さんをご紹介します。北郷さんは妻と子供さん3人の5人家族です。大学の農学部を卒業後、ご両親の代から集積してきた農地を引き継ぎ、ご両親のあとを継ぐために就農されたそうです。農業は気候変動や資材高騰への対応など、厳しいところも多いですが、やはり自分で作った作物を食べてもらい、笑顔で「おいしい」と言ってもらった時に、農業に携わってよかったなと感じます、と話してくださいました。またご家族も大切にされていて、多忙な農作業の傍ら、日曜日は子供さんのソフトボール部の付き添いもされているそうです。今後も今の営農面積を維持しながら、よりよい作物を栽培し、消費者へ届けていきたいとのことでした。



【取材者より】

北郷さんは大規模農業をしながら、獅子目地区の受委託組合で稲作も頑張っております。若手のリーダーとして、地域の農業の発展に尽力して下さることを期待しています。

【取材・写真】農業委員 蔵ヶ崎 俊光（鹿屋地区）

輝北地区

輝北地区からは、主に諏訪原等において茶や野菜を栽培している有田 翔さん（38歳）をご紹介します。有田さんは妻と子供さん1人の3人家族です。茶10ha、ごぼう5haのほか、さつまいもや生姜も生産しています。茶業では有機農法に取り組み、環境にやさしい持続可能な農業生産を目指しています。有機農法は作業が大変なこともあります、研修生も活用するなど、色々と工夫しながら励んでいるとのこと。農業経営は、自然環境の変化にどう対応していくか、労働負担をどう軽減していくか、経験と勘を生かした作業の中で消費者ニーズにどう答えていくか等がポイントであると話してくれました。これからの目標は生産や品質の安定化に加え、作業効率化によるコスト削減に努めていきたいとのこと、休みの日は自作のPCを使ったオンラインゲームをしたり、家族でのドライブを楽しんでいるとのことでした。



【取材者より】

話の中で将来を見据えた農業の在り方、それにこだわって真剣に取り組んでいる姿を感じました。目標に向かってぜひ頑張ってください。

【取材・写真】農業委員 有村 隆（輝北地区）

串良地区

串良地区からは、有里にあるハウスでピーマンを栽培している南之原 蓮さん（29歳）を取材しました。

ご実家が農業を営んでいた影響もあり、自分もやってみたいと思い、父親のピーマン作りを引き継ぐ形で就農したとのこと、今年で3年目になるそうです。農業はやはり自然が相手だけに、天候不順や病害虫で思ったような収量が出ない時は非常に大変で、季節ごとに起こる予期せぬ問題に心労が絶えないですが、自分が丹精込めて作ったものを皆様に食べてもらえた時は、何ものにも代えがたい喜びを感じ、農業を始めて良かったなと思いますと話してくれました。

野球が趣味で、休日は高校の同級生で作った草野球チームで体を動かして、リフレッシュされているそうです。

目標や将来の夢を尋ねると、安定的な収量を得られるように、安全・安心な作物を皆様に提供したいと話され、農業に対してまっすぐに向き合う姿が印象的でした。



【取材者より】

農業は奥が深いです。まだまだ慣れないところもあり大変だと思いますが、お父様からアドバイスをもらいながら、安全・安心なピーマンを作り、皆様の食卓に届けてください。

【取材・写真】農業委員 倉田 雪男（串良地区）

吾平地区

吾平地区からは、上名の東原にあるハウスでピーマンを栽培している佐々木 大地さん（37歳）を取材しました。佐々木さんは妻と子供さん3人の5人家族です。

佐々木さんは、子どもの頃から稲作やさつまいも栽培を手伝ってきて、社会人では最初は会社員をしていましたが、30歳を超えてから農業に携わる先輩たちの紹介で、ブロッコリーやピーマンの栽培に出会い、農業を始めて現在に至っているそうです。農業経営で大変なことを尋ねると、一番は台風の襲来で、台風が来るたびに農作物やハウスの状況を確認したり、必要な対策を講じるために奔走するとのこと。一方、農業を始めて良かったことを尋ねると、自分で育てた野菜を近所に譲ったりしたとき、喜んでもらえ、自分もうれしい気持ちになることだそうです。特に最近は野菜が高騰しているので、これまで以上にありがたく感じてもらえるそうです。最近は週2回のバドミントンや、休日に子供と行く魚釣りが楽しみだそうです。また、自分は周りの人々に恵まれて農家になれたので、将来は自分も若い農家たちを支えられるようになれたらと思っています、20年後かな…と夢を話してくださいました。



【取材者より】

農業との素敵な出会いがありましたね！ご夫婦仲良く、楽しみながら作業に励んでください！

【取材・写真】農業委員 大園 和幸（吾平地区）

農地の売買・賃貸借等の方法が変更されました

法改正により、「農業経営基盤強化促進法（基盤法）」に基づく農地の所有権移転（売買など）や利用権の設定（賃貸借など）は、令和7年3月末をもって終了し、今後は農地中間管理機構（農地バンク）を介した「農地中間管理事業」に一本化されました。

なお、現在基盤法によって契約されている賃貸借契約は、契約期間満了日まで引き続き有効です。



特徴

農地バンクは市農業委員会と連携し、農地の売買や賃貸借の手続きを行います。賃借料は、農地バンクが借人から徴収し、所有者へ支払います。また、農地の売買においては、所有権移転登記を農地バンクが代位登記事務を通じて実施します。

要件

登記名義人が明確な農地が対象です。
（相続による持分の50%を超える同意が得られる場合も含みます）
対象の農地がご自身の名義でない場合は、登記名義人の変更を行ってください。

留意事項

契約には、所有者と耕作者双方の同意が必要です。以下の事項について事前に意思確認を行ってください。

貸借の場合

- ①賃貸借の新規契約または継続契約の可否
- ②賃借料（例：1反当たり1万円など）
- ③賃借期間（基本10年、または5年、途中解約可能）
事前に電話などで双方の意思を確認しておきましょう

売買の場合

- ①買い手が認定農業者、認定新規就農者等であること
- ②農地が農振農用地にあること
- ③買入面積が現経営面積と併せておおむね1ヘクタール以上の団地を形成すること
- ④買い手の資金計画がしっかりしていること
- ⑤抵当権等の権利設定がないこと
- ⑥近傍類以価格に準ずる（贈与は対象外）

農業委員会からのお知らせ

農地法に関する標準事務処理期間等について

申請種類		許可権者	必要日数	締切日
農地法第3条	自己所有地の売買・贈与・賃借許可	鹿屋市 農業委員会会長	概ね 23日	毎月末日 （閉庁日の場合は直前の開庁日）
農地法第4条	自己所有農地の転用許可	鹿児島県知事	概ね 55日	
農地法第5条	自己所有以外の農地の転用許可			

農業委員会へ届出が必要な事項について

○農地の相続登記が完了した場合	○農地の盛土・削土等の造成工事を行う場合
提出書類 ■農地法第3条第1項の規定による届出書	提出書類 ■農用地利用（形質）変更届
・権利を取得したことを知った日から、10カ月以内に届け出てください。 ・令和6年4月1日から義務化されています。届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、罰則がありますのでご注意ください。	・隣接農地や用水・排水等に影響が及ばないか現地調査を行います。

やめよう！農地の違反転用



◆農地転用許可が必要となるケース

農地に住宅等の建物を建てたり、農地を資材置き場や駐車場として利用する（農地転用）場合農地転用するために農地を譲渡する場合

◆農地転用許可の手続き

転用しようとする農地が所在する市町村の農業委員会に、所定の様式で農地転用許可申請書を提出してください

※農地によっては許可が認められない場合があります

◆許可を取らずに転用した場合の罰則

3年以下の懲役または300万円以下（法人は1億円以下）の罰金が科される場合があります

※現状復旧に応じない場合は、行政代執行の対象になり、復旧にかかる費用を徴収されることがあります。

農地の利用意向調査にご協力ください

農業委員会では、農地法に基づき毎年管内農地の利用状況の調査を行い、遊休農地となっていた場合に、その所有者等に利用意向調査（その農地を今後どのように活用していくかの調査）を行います。その際は、今後の農地の意向について回答をお願いします。

《回答の例》

「農地中間管理事業を利用して貸し出したい」、「自分で耕作してくれる人を探す」、「自分で耕作又は維持管理する」 など

農地を適正に管理しましょう!!

草刈りをしよう①

住宅地付近の草が生い茂る耕作放棄地は、道路に草が伸びだして視界が悪くなります。

セイタカアワダチソウ等の野草の花粉や種が飛び、洗濯物に付着したり、手入れされた庭などで成長することがあります。

また、虫の棲家となって、近隣住宅に虫が大量に発生することもあり、近隣の住宅に迷惑をかけることになります。

定期的に草刈りを行いましょう。



草刈りをしよう②

山林近くの草が生い茂る耕作放棄地は、イノシシやタヌキ等の野生動物の格好の棲家となり、近隣の田畑に迷惑をかけることになります。

定期的な草刈りを行い、野生動物による農作物被害をなくしましょう!!



定期的に農地の見回りをしよう

農地を荒れたままにしていると、ゴミを捨てても見えなくなるため、ゴミが捨てられる可能性が高くなります。

「誰かが勝手に自分の農地を耕作している。」という、問い合わせが何件か農業委員会に來ています。荒れたままの農地だと誰も管理していないと思われ、勝手に耕作しているのかもしれない。

何か事件が起きた際には所有者の責任も問われる可能性がありますので、定期的に農地の見回り、草刈り等の適正な管理をしましょう!!



鹿屋市農業委員会

検索



- ◆ 「農地の許可申請」「各種証明書の発行」「届出が必要な事項に関する必要な書類」は、鹿屋市農業委員会ホームページからも印刷できます。
以下の内容等も掲載していますので、ご利用ください。
- ◆ 農業委員会総会議事録
- ◆ 農作業標準賃金の農作業料金
- ◆ 実勢農地賃借料
- ◆ 農業者年金
- ◆ 農業委員会だより等

令和7年度 標準賃金

この標準賃金は、法令や規則によるものではなく、強制力はありません。地域により高いところ、安いところがあると思いますので、この表を参考に雇う人、雇われる人が話し合って契約してください。(単価は、消費税は含みません。)

区分	種類	単価	備考
賃金	一般賃金(8時間)	8,208円	県最低賃金が、令和7年11月1日から、時間額1,026円へ改訂(従前時間額953円)
耕賃 (10a当たり)	耕起のみ	7,000円	田
	代かきのみ	8,700円	
	機械田植え	8,400円	
	耕起のみ	5,100円	畑
	深耕(プラウ)	7,800円	
	プランソイラー	6,000円	
	甘藷のツル切り	7,000円	
水稻 (10a当たり)	刈取り	8,000円	バインダー(ヒモ代込)
	脱穀	8,500円	ハーベスタ(ヒモ代込)
		17,000円	コンバイン(刈取から脱穀まで)
	籾乾燥	14,600円	コンバイン
その他 (10a当たり)	うねたてのみ	6,800円	
	うねたて、マルチ張り	9,300円	
	うねたて、マルチ張り、土壌消毒同時作業	11,900円	
	掘り取り	18,000円	甘藷・加工用(ハーベスタによる)
		16,000円	甘藷・澱粉用(ハーベスタによる)
		14,900円	馬鈴薯(ハーベスタによる)
		6,000円	甘藷(トラクターによる)
		4,000円	甘藷(耕耘機による)

令和7年度 農地賃借料金

農地の貸し手・借り手において賃借料決定の参考としていただけるよう、農地法及び農業経営基盤強化促進法により、令和6年1月から12月までに締結(公示)された賃貸借における実勢賃借料水準について、お知らせします。

区分	地目	平均額	最高額	最低額	データ数
鹿屋地区	畑	9,600円	30,000円	1,300円	622件
	田(水田)	8,400円	13,200円	3,700円	54件
輝北地区	畑	6,800円	15,800円	1,100円	77件
	田(水田)	5,900円	12,000円	2,700円	41件
串良地区	畑	10,000円	30,300円	3,800円	386件
	田(水田)	9,700円	20,000円	3,600円	171件
吾平地区	畑	6,000円	30,000円	1,500円	188件
	田(水田)	9,000円	14,500円	2,900円	111件

区分	地目	平均額	最高額	最低額	データ数
鹿屋市全体	畑	9,000円	30,300円	1,100円	1,273件
	田(水田)	8,900円	20,000円	2,700円	377件

助成金交付事業

■農用地の有効利用と利用集積を推進するため、一定の要件を満たす対象者には助成金を交付します。

事業名	令和7年度 鹿屋市遊休農地解消対策事業	
対象地域	市内の農振農用地区域内の農地で、遊休農地の緑・黄区分に該当する農地	
対象者	市内に居住している農家等で、遊休農地を解消するため賃貸借権等の設定又は所有権移転を行う者	
交付要件	① 遊休農地の地目が田又は畑であること ② 農地法に基づく調査の結果、遊休農地と判定された農地で、「除草等を行えば耕作できる農地」又は「重機等を用いて整備すれば耕作できる農地」であること。 ③ 「10a以上の遊休農地」又は「自作地と接する遊休農地で自作地と一体で10a以上の農地」であること。 ④ 耕作することを目的に他人から農地法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき賃貸借権等の設定又は所有権移転した遊休農地であること。	
助成金の内訳 (10hあたり)	除草等を行えば耕作できる農地	事業費総額の1/2 (事業費の限度額: 50,000円)
	重機等を用いて整備すれば耕作できる農地	事業費総額の2/3 (事業費の限度額: 300,000円)

農業経営の合理化・情報提供活動事業

■農業者年金の加入による農業経営の合理化、全国農業新聞購読による農業情報の提供を推進します。

農業者年金に加入しませんか！！



農業者年金で生涯所得の確保を！

農業者年金は、国民年金に上乗せできる農業者のための公的年金です。

通常加入要件は

①60歳未満

②国民年金第1号被保険者

③年間60日以上農業に従事です。

●保険料は2万円から6万7千円まで加入者が自由に選択できます。(いつでも見直しできます)

※令和4年1月より35歳未満の方は
1万円からの加入もできます。

●税制面で大きな優遇措置があります。

(支払った保険料は全額社会保険料控除の対象)

※詳細は、鹿屋市農業委員会事務局またはJAまで

全国農業新聞を読もう！！

全国農業新聞(昭和27年創刊)は、地域農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行する農業専門紙です。

農業者の視点から、1週間の農政や農村の動きをタイムリーにお届けし、解説に力点を置いて経営や流通に役立つ情報を提供しています。オールカラーの8ページで構成されており、見やすくわかりやすい内容を追及しています。また、地域版や鳥獣害対策に関する情報も充実しており、農業者の皆様にとって貴重な情報が満載です。

ぜひ1度手に取っていただき、情報収集のツールとして全国農業新聞をご購読いただければ幸いです。

◆発行日/毎週金曜日

見本紙のご用命、購読のお申し込みは農業委員会事務局、各支所産業建設課へ。

全国農業新聞ホームページからのお問い合わせや、メール(gyoumu@nca.or.jp)またはFAX(03-3261-5132)でも受け付けています。

今年も農業委員会だよりをご覧いただき、ありがとうございます。取材を通して感じたことは、新規就農者数が減少しているという厳しい現実です。この状況を踏まえ、今こそ官民一体となり農地保全に向け取り組む必要があると強く感じています。

農業委員や農地利用最適化推進委員が中心となり、就農しやすい体制の構築に向けて知恵を出し合うことが求められています。地域の特性を生かし、新たな人材を受け入れる仕組みを整えることで、持続可能な農業の未来を切り開いていきたいものです。

編集委員(藏ヶ崎 俊光、有村 隆、倉田 雪男、大園 和幸)

事務所	職員数	連絡先
農業委員会事務局	14人	(代表)0994-43-2111
輝北総合支所 産業建設課(兼務含む)	4人	(代表)099-486-1111
串良総合支所 産業建設課(兼務含む)	5人	(代表)0994-63-3111
吾平総合支所 産業建設課(兼務含む)	5人	(代表)0994-58-7111

編集
後記